

公 告

次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年6月3日

安城市長 三星元人

1 入札に付する事項

(1) 売却する市有財産

ア 種類

土地

イ 所在等

所在	地番	登記地目	公簿面積	実測面積
安城市桜井町城向 一丁目	9番8	宅地	134.94㎡	134.94㎡

(2) 最低売却価格（予定価格）

19,646,000円

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、個人又は法人とする。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

(1) 未成年者（親権者の同意のある者を除く。）

(2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

(3) 入札に参加しようとする者を妨害し、又は入札の公正な執行を妨げたと認められる者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

3 実施要領の配布期間、場所及び方法

令和7年度安城市有地（桜井町城向一丁目）売払実施要領（以下「実施要領」という。）の配布は、次のとおりとする。

(1) 配布期間

公告の日から令和7年8月21日（木）まで（安城市の休日を定める条例（平成2年安城市条例第29号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

（2）配布場所

安城市桜町18番23号

安城市役所本庁舎2階 総務部資産経営課資産管理係

（3）配布方法

配布場所で配布するほか、安城市公式ウェブサイトからダウンロードすることができる。

4 入札参加申込書の提出

入札に参加しようとする者は、入札参加申込書に実施要領で定める書類を添えて次により提出しなければならない。

（1）受付期間

令和7年8月12日（火）から同月21日（木）までの午前8時30分から午後5時15分まで（市の休日を除く。）

（2）提出場所

安城市桜町18番23号

安城市役所本庁舎2階 総務部資産経営課資産管理係

（3）提出方法

提出場所に直接持参する方法に限る。

5 入札保証金

入札に参加しようとする者は、納入通知書により入札保証金1,000,000円を入札の開始前に納付しなければならない。

6 入札日時及び場所

（1）日時

令和7年9月1日（月）午後1時30分

（2）場所

安城市役所さくら庁舎2階 第35会議室

7 入札が無効となる場合

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （1）入札参加資格を有しない者のした入札又は委任状を提出しない代理人のした入札

- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (5) 市長又はその委任を受けて契約の締結をする者（以下「契約担当者」という。）
が事前に入札している情報どおりの入札結果となった入札
- (6) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (7) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者のした入札
- (8) 入札書に記名及び押印のない入札
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (11) 入札書に当該入札に関係のない事項を記載した入札
- (12) 所定の入札書によらない入札
- (13) この公告又は実施要領に違反した入札
- (14) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

8 落札者の決定

- (1) 開札は、入札場所において入札の終了後直ちに、入札をした者（以下「入札者」という。）の面前で行う。
- (2) 入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係のない職員が立ち会うものとする。この場合において、当該入札者は、出席していないことを理由に異議を申し出ることができない。
- (3) 開札の結果、入札者のうち、最低売却価格以上で最高価格の入札者を落札者とし、直ちにその旨を入札者の面前で発表する。
- (4) 最低売却価格以上で最高価格の入札者が複数あるときは、入札後直ちにくじによる抽選を行い決定する。この場合において、入札者がくじを引かないときは、この入札事務に関係のない職員が代行するものとする。

9 契約に関する条件等

- (1) 契約保証金の納付

落札者は、納入通知書により契約保証金（契約金額の10分の1以上の額）を令和7年9月10日（水）までに納付しなければならない。

- (2) 売買契約の締結

落札者との売買契約の締結は、実施要領に示す土地売買契約書の書式により令和7年9月10日（水）までに行うものとする。

(3) 売買代金の納付

落札者は、納入通知書により売買代金を令和7年10月24日（金）までに納付しなければならない。

(4) 所有権の移転及び土地の引渡し

所有権は、売買代金の全額を納付したときに落札者に移転するものとし、それに伴い現状のまま落札者に引渡しが行われたものとする。

(5) 用途の制限

ア 落札者は、引き渡された土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供し、又はこれらの用途に供されることを知りながら第三者に所有権を移転し、若しくは第三者に貸し付けてはならない。

イ 落札者は、引き渡された土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定により公の秩序等を害するおそれのある団体等に指定されているものを利する用途に供し、又はこれらの用途に供されることを知りながら第三者に所有権を移転し、若しくは第三者に貸し付けてはならない。

10 その他注意事項

(1) 入札に必要な一切の費用は、入札者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、返還しない。

(3) 詳細は、実施要領による。

11 問合せ先

〒446-8501

安城市桜町18番23号

安城市総務部資産経営課資産管理係

電 話 0566-76-1111（代表）

0566-71-2210（直通）

FAX 0566-76-1112